

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する
広島市職員対応要領(案)**

平成28年(2016年)3月

健康福祉局障害福祉部障害福祉課

＜目 次＞

まえがき	1
第1章 趣旨	2
1 広島市職員対応要領の策定	2
2 広島市職員対応要領の位置付け	4
3 広島市職員対応要領の対象となる職員	5
4 本市が事務・事業を委託する場合等の取扱い	6
第2章 障害者差別解消法	7
1 経緯	7
2 概要	8
3 障害者差別解消法の対象範囲	9
第3章 広島市の取組	11
第1節 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止	11
1 不当な差別的取扱いの禁止	11
2 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例	11
3 正当な理由に当たる場合の対応	12
第2節 障害者への合理的配慮の提供	14
1 障害者への合理的配慮	14
2 合理的配慮の具体例	14
3 過重な負担に当たる場合の対応	19
第3節 相談体制の整備	21
1 相談体制	21
2 相談事例の活用	22
3 フロー図（相談体制）	24
第4節 研修・啓発の実施	28

第5節	民間事業者への適切な情報提供や報告徴収等	29
第4章	広島市職員対応要領の見直し	32
第5章	資料編	33
資料1	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	33
資料2	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令	40
資料3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則	42
資料4	地方公共団体の長等が処理する事務 (平成28年1月現在内閣府把握分)	43
資料5	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	55
資料6	障害者の定義	65
資料7	障害区分による障害の特性及び障害者との接し方	66
資料8	広島市障害者差別解消庁内連絡会議設置要領	78

本市は、平成23年12月、市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」を策定し、障害者施策については、「障害のある人もない人も、すべての市民が社会のあらゆる活動に自由に参画し、その能力を最大限に発揮するとともに、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことが必要です。そのためには、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、経済的な側面を含め、障害者が住み慣れた地域において、自己選択と自己決定の下、自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、地域における障害者の自立支援に取り組みます。」としています。

こうした障害者施策を総合的に推進していくため、障害福祉分野を始め、住宅、交通、教育、就労など幅広い分野の施策を盛り込んだ「広島市障害者計画〔2013－2017〕」を平成25年3月に策定し、障害者関連施策を網羅する6本の施策の柱を掲げ、具体的な事業・取組を展開しています。

また、本市が設置又は管理する施設については、障害者や高齢者などを含めたすべての市民が安全かつ快適に利用できるよう、その構造の整備に関する基準を定めた「広島市公共施設福祉環境整備要綱」を制定し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「広島県福祉のまちづくり条例」と整合を図りつつ施設整備を促進するとともに、施設を常時良好な状態に保持するよう努め、案内、誘導、接遇、介助などの人的対応に配慮することとしています。

こうした中、平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されることに伴い、本市が事務・事業を実施するに当たり、また、職員が障害者に対応するに当たり、障害者差別解消法を遵守し、障害を理由として不当な差別的取扱いを行わないため、また、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を策定しました。

今後、障害者差別解消法その他の関係法令や基本方針、広島市職員対応要領を遵守するとともに、障害の特性や障害者が抱える困難等についての理解を深めた上で、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障害者への合理的配慮の提供に向けて、全庁を挙げて取り組みます。

第1章 趣旨

《ポイント》

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本市職員が障害を理由として不当な差別的取扱いを行わないため、また、障害者への合理的な配慮を提供するため、「広島市職員対応要領」を策定する。
- 広島市職員対応要領は服務規律の一環として策定するものであり、職員はこれを遵守しなければならない。職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。
- 広島市職員対応要領の対象となる職員の範囲は、市長事務部局、消防局、水道局、議会事務局、教育委員会、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局に勤務する一般職の職員（臨時的任用職員を含む。）及び非常勤職員。
- 本市の事務・事業等を民間事業者へ委託して実施する場合（公の施設について指定管理者が管理を行う場合を含む）は、受託事業者や指定管理者に対し、当該事業分野に係る主務大臣が定めた対応指針及び広島市職員対応要領に基づき、適切に対応するよう求める。

1 広島市職員対応要領の策定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）（「第5章 資料編」資料1）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本市は、平成27年6月に「広島市障害者差別解消庁内連絡会議」を設置（「第5章 資料編」資料8）し、関係部局が連携し、及び情報交換を行い、関係諸施策の調査・研究、実施を通じて、障害を理由とする差別の解消の推進に向けて全庁を挙げて取り組んでいます。

この取組を将来にわたって実効性のあるものとするため、本市が事務・事業を実施するに当たり、また、職員が障害者に対応するに当たり、障害者差別解消法を遵守し、障害を理由として不当な差別的取扱いを行わないよう、また、社会的障壁（※）の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供するよう、障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領」（以下「広島市職員対応要領」という。）を策定します。

（※）社会的障壁：障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害者の存在を意識していない慣習・文化など）、観念（障害者への偏見など）その他一切のものをいう。

● 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする。

● 基本方針

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 基本的な考え方

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業以外の地方独立行政法人については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、障害者差別解消法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

2 広島市職員対応要領の位置付け

広島市職員対応要領は、政府において定められた障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（「第5章 資料編」資料5）に即して、本市職員が職務を遂行するに当たり適切に対応するために服務規律の一環として策定する要領であり、職員はこれを遵守する必要があります。

職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った場合に該当し、懲戒処分等に付されることがあります。

● 障害者差別解消法

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

● 基本方針

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要がある、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式によって定められることが考えられる。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

3 広島市職員対応要領の対象となる職員

広島市職員対応要領の対象となる職員の範囲は、市長事務部局、消防局、水道局、議会事務局、教育委員会、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局に勤務する一般職の職員（臨時的任用職員を含む。）及び非常勤職員です。

なお、水道局は、障害者差別解消法第2条第1項第3号で定める行政機関等の定義の除外規定である「地方公営企業法第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業」に当たり、障害者差別解消法第8条の「事業者」に位置付けられますが、広島市職員対応要領は服務規律の一環として定めるものであることから、厚生労働大臣が定めた対応指針のほか、他の部局と同様、広島市職員対応要領に基づき、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供するものとします。

● 障害者差別解消法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

4 本市が事務・事業を委託する場合等の取扱い

本市が事務・事業を民間事業者に委託して実施する場合（本市の公の施設について指定管理者が管理を行う場合を含む）は、市の事務・事業であることを十分に認識させるため、受託事業者や指定管理者に対し、当該事業分野に係る主務大臣が定めた対応指針及び広島市職員対応要領に基づき、適切に対応するよう求めます。

●対応指針：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

● 障害者差別解消法

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

● 基本方針

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第2章 障害者差別解消法

《ポイント》

- 障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項、国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置や、相談体制の整備、啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会の設置などの差別を解消するための支援措置等について定めている。
- 行政機関等は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者への合理的配慮の提供が義務付けられる。民間事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障害者への合理的配慮の提供は努力義務となる。
- 対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。
- 対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。
- 対象となる分野は、日常生活及び社会生活全般に係る分野である。行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによる。

1 経緯

障害者の権利擁護に向けた取組の国際的な進展を踏まえ、平成18年12月、国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。国は、平成19年9月に障害者権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする障害者施策に関する取組を進めてきました。この取組の一環で、平成23年8月の障害者基本法の改正により、基本原則として障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害行為が禁止され、この差別の禁止規定を具体化するものとして、平成25年6月に障害者差別解消法を制定しました（平成28年4月1日施行）。こうした一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者権利条約を締結しました。

また、障害者差別解消法の規定に基づき、平成27年2月に、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示す基本方針を策定（閣議決定）しました。

● 障害者差別解消法に関する主な経緯

平成16年	6月	4日	障害者基本法改正（議員立法） ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成18年	12月	13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年	9月	28日	日本による障害者の権利に関する条約への署名
平成23年	8月	5日	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成25年	6月	26日	障害者差別解消法の制定、公布
平成26年	1月	20日	障害者の権利に関する条約締結
平成26年	2月	19日	障害者の権利に関する条約効力発生
平成27年	2月	24日	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定（閣議決定）
平成28年	4月	1日	障害者差別解消法の全体施行

2 概要

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置や、相談体制の整備、啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会の設置などの差別を解消するための支援措置等について定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害を理由とする差別を解消するための措置として、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人）は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。この不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、国等の職員が適切に対応するために必要な要領（国等職員対応要領）を定めることを義務付け、地方公共団体等の職員が適切に対応するために必要な要領（地方公共団体等職員対応要領）を定めるよう努力義務を課しています。

また、民間事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障害者への合理的配慮の提供は努力義務となります。各主務大臣は、所掌する分野における対応指針を定め、民間事業者は、対応指針を参考にして適切に取り組みます。

【障害を理由とする差別を解消するための措置】

区 分	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
行政機関等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

・ 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、障害者の権利利益を侵害すること。

・ 障害者への合理的配慮

行政機関等及び民間事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者やその家族及び関係者（以下「障害者等」という。）から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

● 障害者差別解消法

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

3 障害者差別解消法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。障害者差別解消法が対象とする障害者は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者に限りません。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

(2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者です。

個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

(3) 対象分野

日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者差別解消法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによることとされています。

● 障害者差別解消法

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第1節 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

《ポイント》

- 本市職員は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、不当な差別的取扱いを行ってはならない。
- 正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて客観的に判断する。
- 正当な理由があると判断した場合には、障害者等にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

1 不当な差別的取扱いの禁止

本市職員は、窓口対応や施設・執務環境の整備、事務・事業の実施等に当たり、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、不当な差別的取扱いを行ってはけません。

なお、以下に掲げるような、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いには当たりません。

〔不当な差別的取扱いには当たらないもの〕

- ・ 障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い
- ・ 障害者差別解消法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
- ・ 合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること
- ・ 障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合

2 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

本市職員が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、以下に列記するような対応をすることは、不当な差別的取扱いに当たる可能性があります。（この例示に限ら

れるものではありません。)

- 窓口対応を拒否する。
- 窓口対応の順序を後回しにする。
- 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 説明会、シンポジウム、式典等への出席を拒む。
- 特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒んだりする。
- 本人の了解なく、介助者・支援者や付添い者のみに話しかける。
- 施設等の入場や利用を拒否・制限（人数や曜日など）する。施設等を利用するに当たって、事前予約を求める、仮の利用期間を設ける、他の利用者の同意を求める、誓約書の提出を求めるなど、他の利用者と異なる手順を課す。
- 身体障害者補助犬の帯同を理由に入室・入場を拒否する。

3 正当な理由に当たる場合の対応

正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び本市の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて客観的に判断します。

窓口対応や事務・事業を実施する課等（以下「所管課等」という。）において正当な理由があると判断し、2の具体例に示したような対応をせざるを得ない場合には、障害者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めます。

窓口対応、施設・執務環境の整備、事務・事業の実施等

【不当な差別的取扱いの禁止】

(例)

- 財・サービスや各種機会の提供を拒否する
- 場所・時間帯などを制限する
- 障害者でない者には付さない条件を付ける 等

● 正当な理由があると考えられるとき

所管課等で検討

＜正当な理由＞

- ・ 障害の程度が悪化するような危険な行為をしようとする。
- ・ 十分な判断能力のない者が法外な費用のかかるサービスを受けようとする。
- ・ 事務・事業の本質的な目的・内容・機能を損なう。等

正当な理由に当たると判断

理由を説明し、理解を得るよう努める。

第2節 障害者への合理的配慮の提供

《ポイント》

- 本市職員は、窓口対応や施設・執務環境の整備、事務・事業の実施等に当たり、障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念等をなくすため、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行う。
- 過重な負担に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて客観的に判断する。過重な負担に当たると判断した場合は、障害者等にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

1 障害者への合理的配慮

本市職員は、窓口対応や施設・執務環境の整備、事務・事業の実施等に当たり、障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような事物（利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害者の存在を意識していない慣習・文化など）、観念（障害者への偏見など）等を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供します。

合理的配慮は、本市の事務・事業等の目的・内容・機能に照らし、

- ・ 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られる
- ・ 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものである
- ・ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない

ことに留意します。

2 合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例としては以下に列記するような対応が考えられます。（この例示に限られるものではありません。）

合理的配慮を提供するに当たっては、障害の特性や障害者との接し方について理解する必要がありますので、「第5章 資料編」資料7に、障害区分ごとに＜障害の特性＞及び＜接し方＞について記します。（広島市ホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」引用）。

- 広島市障害者支援情報提供サイト：<http://shougai-hiroshimacity.jp/index.php>

(1) 共通（複数の障害区分に該当）

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ 案内の際、歩く速度を障害者に合わせる。 ○ 現金を徴収する際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙に書く、絵カードを活用する、口頭で述べるなど、障害の特性に応じて適切に対応する。 ○ 障害者が利用する施設を案内する際は、障害の特性に応じて適切な場所を案内する（災害避難所など）。
施設・執務環境の整備等	○ 駐車スペースを施設近くに設ける。 ○ 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す。 ○ 会場に専用の出入口を設ける、専用の座席を確保する。 ○ 通路や執務室内等に、歩行の支障となる物を置かない。 ○ 施設・設備（老朽化したものなど）が使用可能な状態になっているか定期的に点検する。
事務・事業、イベントの実施等	○ 会場の案内や説明の際は、スタッフが人的な支援を行う。（本人の希望等によって、必要以上の支援を行わない。） ○ 「減免」と表示したタグなどを取り付けることにより持ち主が障害者だとわかる場合は色で表示するなど、工夫する。 ○ イベントなどで、バリアフリー情報を入れた会場案内図を用意する。 ○ 参加申込を要する事業を実施する場合、申込書に配慮の必要性及びその内容を記載してもらい、適切に対応できるよう準備する。
説明会の開催等	○ 本人の希望に応じ、施設（建物）の出入口と執務室・会議室の間の介助を行う。
文書の送付、広報物の掲載等	○ 問い合わせや申請等を、電話、FAX、インターネット、メール等、多様な方法で対応する。また、広報物等には電話番号、FAX 番号、メールアドレス等、多様な連絡手段を記載する。

(2) 視覚障害

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ 資料を渡すだけでなく、周囲の状況等に留意しながら読み上げる。 ○ 窓口に点字器、ルーペ、老眼鏡等を備え付ける。 ○ 移動の際、本人の希望に応じ、手を引く、肩に手を置いてもらうなど、介助を行う。 ○ 段差がある場合や階段の昇り降り等の際は、その旨伝えるなど注意を促す。 ○ 目的地までの方向や距離等を具体的に説明する（右に曲がって1 m 先に受付があります等）。
施設・執務環境の整備等	○ 音声案内装置、点字ブロック等を設置する。 ○ 移動を円滑に行えるよう、手すりや階段・エレベーター、出入口等で、点字による案内を行う。 ○ キャプションや看板、書類などの作成に当たっては、文字の大きさや配色、設置する位置等に留意する。
説明会の開催等	○ 資料を点字や拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意する。 ○ 点字を利用する参加者がいる場合などは、ゆっくり、分かりやすい言葉で説明する。
文書の送付、広報物の掲載等	○ 公文書等を送付する際に、その文書の概要を説明する点字文書の同封や、記載された情報を音声で聞くことができる音声コードの貼付サービスを行う。

(3) 聴覚障害

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ 窓口に「筆談対応いたします。」などのプレートや、手続や案内を文字等で示した説明文、コミュニケーションボード等を用意する。
施設・執務環境の整備等	○ 案内や緊急時の連絡等を、口頭や館内放送だけでなく、貼り紙やボード、電光掲示板などを活用して文字表記を行う。
事務・事業、イベントの実施等	○ 講演会やイベント等の際に、筆談、要約筆記、手話通訳などを用意する。 ○ ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストデータを付す。

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
説明会の開催 等	○ 資料を見ながら説明を聞くことが困難な人に対し、資料やスクリーン、ボード等を指しながら、ゆっくり、わかりやすい言葉で説明する。 ○ 要約筆記者や手話通訳者を配置している場合も同様に、ゆっくり、わかりやすい言葉で説明する。また、なじみのない外来語や二重否定表現などを用いない。
文書の送付、 広報物の掲載 等	○ イベントや講演会等に手話通訳者や要約筆記者を配置する場合は、案内チラシ等の広報物にその旨記載する。

(4) 肢体不自由

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ 高いところにある資料を取って渡す。 ○ 車いす等の乗降や移動、収納等の介助を行う。 ○ 階段を利用できない人のために、エレベーターの場所まで案内する。 ○ 車いすに対応したカウンターや記載台等を用意する。 ○ 書類等を押さえることが難しい障害者に対し、滑り止めのビニールマットやバインダー、文鎮等を用意する。また、資料を押さえるなどして、見やすい、めくりやすい、書きやすいように補助する。 ○ 字が書けない人のため、意思を確認しながら代筆する。
施設・執務環境の整備等	○ 段差がある場合に補助する。(キャスター上げ、携帯スロープの設置など) ○ 入口扉が重くて開けにくい場合は、ドアノブやハンドルを軽い物に取り替え、開けやすくする。 ○ カーペットを車いすでも移動しやすいよう、毛足の短いものにする。 ○ 階段の両側に手すりを付ける。 ○ 歩行・移動が円滑に行えるよう、通路や執務室・会議室等のスペースを十分確保する、支障となる物を置かない。 ○ 車いすの回転が出来る広さを有した出入口や多目的トイレを用意する。 ○ 車いすの貸出しが行えるよう、施設に備え付ける。
事務・事業、 イベントの実 施等	○ 段差や電源コード等、通行の支障になる物があれば、テープ等で覆う、囲いを設けて注意を促すなどの処置を行う。

(5) 内部障害

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ いすを用意する、重い荷物を代わりに持つ、階段の利用はなるべく避ける。 ○ ペースメーカーを付けている人に接するときは、携帯電話の電源を切る。 ○ 風邪などをうつさないよう、対応を行う職員に配慮する。
施設・執務環境の整備等	○ オストメイト対応トイレを設置する。
事務・事業、イベントの実施等	○ 頻繁な離席が必要な者に対して、出入口近くに席を確保する。 ○ 適切に休憩を設け、栄養補給のために必要な時間を確保する。
説明会の開催等	○ 説明や協議等が長時間にならないよう気をつける。楽な姿勢で応じるよう勧める。

(6) 知的障害

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ 書類の記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。 ○ 電話や面接等で話す際は、ゆっくりと分かりやすい言葉を使う。なるべく難しい言葉は使わない。 ○ 意思疎通のために絵や写真カード、図表、ICT 機器（タブレット端末等）等を使用する。 ○ 現金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手渡しする。 ○ 一度に複数の事を説明せず、一件ずつ理解・納得を得ながら手続等を進める。
施設・執務環境の整備等	○ エレベーターの操作ボタンを、ピクトグラム（絵文字、絵表示）だけでなく、「ひらく」、「とじる」という標記を付す。その他様々な機器の標示にも、文字情報を加える。
事務・事業、イベントの実施等	○ パンフレットや映像等の字幕にふり仮名を付ける。
説明会の開催等	○ 比喩表現が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
文書の送付、広報物の掲載等	○ なじみのない外来語や難しい言葉は使用しない。

(7) 精神障害

想定される 主な場面等	合理的配慮の具体例
窓口対応等	○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で手続順を変更する。 ○ 順番待ちに時間がかかるときは、「時間が許せば○分後に再度お越しください。」と声掛けをする。 ○ 疲労や緊張などに配慮し別室や専用の協議机、休憩スペースなどを設ける。
施設・執務環境の整備等	○ 聴覚過敏の障害者のために机・いすの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減するなど、感覚過敏がある場合は音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う。
事務・事業、イベントの実施等	○ 障害の特性に応じた休憩時間の調整など、ルール・慣行を柔軟に変更する。

3 過重な負担に当たる場合の対応

過重な負担に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて客観的に判断します。

- 事務・事業の本来の目的・内容・機能を損なうおそれがないか
- 施設・設備面で物理的な制約はないか
- 体制上、負担が過大にならないか
- 費用面で負担が過大にならないか
- 事務・事業の規模が大きすぎないか

合理的配慮の提供に当たって、過重な負担に当たるのではないかと懸念される場合は、所管課等において必要性、費用対効果や予算措置、代替手段等も含めて検討します。

障害者から社会的障壁を取り除くよう申し出があった場合に、過重な負担に当たると判断し、2の具体例に示した対応ができない場合には、障害者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めます。

窓口対応、施設・執務環境の整備、事務・事業の実施等

【障害者への合理的配慮の提供】

(例)

- 書類の記入を介助（代筆）する
- 会場の案内や説明の際は、人的な支援を行う
- 講演会に手話通訳者、要約筆記者を配置する
- 多目的トイレを設置する 等

● 過重な負担が懸念されるとき

所管課等で検討

- ・ 必要性はあるか
- ・ 体制上、著しい制約を受けないか
- ・ 周辺の利用者の理解を得られるか（順番の変更等）
- ・ 費用対効果はどうか
- ・ 予算措置は可能か（予算計上、既定予算対応、流用対応等）
- ・ 代替手段はないか
- ・ 事務・事業の本質的な目的・内容・機能を損なわないか 等

過重な負担に当たらないと判断

必要かつ合理的な配慮を行う。

過重な負担に当たると判断

理由を説明し、理解を得るよう努める。

〔 障害者から社会的障壁を取り除く
よう申し出があった場合 〕

第3節 相談体制の整備

《ポイント》

- 障害者等からの相談は、所管課等が受けることを基本とし、問題の改善・解決に向け相談者に対応方針等を説明し、理解を得るよう努める。
- 障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者110番」(広島市手をつなぐ育成会に委託)は障害者の差別に関する相談を受け付け、その内容に応じ、障害福祉課を経由して所管課等に対応を依頼する。
- 所管課等及び広島市手をつなぐ育成会は、「相談記録票」により障害福祉課に報告する。
- 「市民の声」としての相談等については、所管課等が「市民の声」処理手順により対応する。その場合、所管課等は、相談等の内容及び対応結果等を「相談記録票」に代えて「市民の声検討結果報告書」により障害福祉課に報告することができる。
- 所管課等において調整が困難なケースは、障害福祉課に連絡し、必要な対応等について、検討・協議を行う。また、障害者等が所管課等に相談することをためらう場合や拒否する場合などは、障害福祉課が一義的に相談を受け、必要な対応等について、所管課等と協議を行う。

1 相談体制

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者等からの相談等に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることが必要です。

障害者差別解消法は日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としており、職員の対応やあらゆる事務・事業に関係することから、障害者等からの相談は、所管課等が受けることを基本とし、所管課等において、問題の改善・解決に向け相談者等に対応方針等を説明し、理解を得るよう努めます。

また、本市(健康福祉局障害福祉課)が広島市手をつなぐ育成会に委託して実施している、障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者110番」も、障害者の差別に関する相談を受け付けます。「広島市障害者110番」に入った差別に関する相談については、市政に関すること等その内容に応じ、障害福祉課を経由して所管課等に対応を依頼します。(市政に直接関係のない事案については、広島市手をつなぐ育成会が相談者に他の適切な相談機関等を紹介します。)

そのほか、「市民の声」として相談等があることも想定されます。その場合は、所管課等が「市民の声」処理手順により対応します。

所管課等及び広島市手をつなぐ育成会は、「相談記録票」(27ページ)により、相談内容、対応方針及び対応結果等必要事項を記録し、障害福祉課に報告するものとします。広島市手をつなぐ育成会は、市政に直接関係のない事案で、他の適切な相談機関等を紹介した場合であっても、障害福祉課に報告します。

「市民の声」として相談等があった場合、所管課等は、相談等の内容及び対応結果等を「相談記録票」に代えて「市民の声検討結果報告書」により障害福祉課に報告することができるものとします。

なお、所管課等において調整が困難な場合は、障害福祉課に連絡し、必要な対応等について、検討・協議を行います。

また、障害者等が所管課等に相談することをためらう場合や拒否する場合、直接障害福祉課に相談があった場合などは、障害福祉課が一義的に相談を受け、必要な対応等について、所管課等と協議を行います。

＜相談体制＞

組織・機関	相談内容
○ 事務・事業を実施する課等	・ 本市職員が行った不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談・苦情等 ・ 事業者が行った不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談・苦情等 ・ 障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念等を取り除くための話し合い など
○ 障害者の権利相談ダイヤル 「広島市障害者110番」 (広島市手をつなぐ育成会へ委託)	
○ 健康福祉局障害福祉課	・ 障害者等が所管課等に相談することをためらう場合や拒否する場合 ・ 直接障害福祉課に相談があった場合など

2 相談事例の活用

所管課等における相談事例や取組事例は、障害福祉課が継続的に収集・整理し、集積した情報を「広島市障害者差別解消庁内連絡会議」等を通じて全庁的に共有し、本市全体の取組の推進に活かしていきます。

また、障害を理由とする差別に関する相談や、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」(※)を設置(事務局：障害福祉課)し、必要に応じて、当該協議会で相談事例の共有・協議を行い、構成する各団体の役割に応じた事案解決や類似事案の発生防止などに取り組めます。

当該協議会での本市の相談事例等に係る協議内容等についても、「広島市障害者差別解消庁内連絡会議」等を通じて全庁的に共有していきます。

(※) 障害者差別解消支援地域協議会：有識者や行政機関、障害者団体等の関係者で構成する協議会。同協議会は、適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、調停・斡旋等の紛争解決に向けた専門機関への紹介、複数機関等による差別の解消のための取組などを行う。

● 障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該機関に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「関係機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

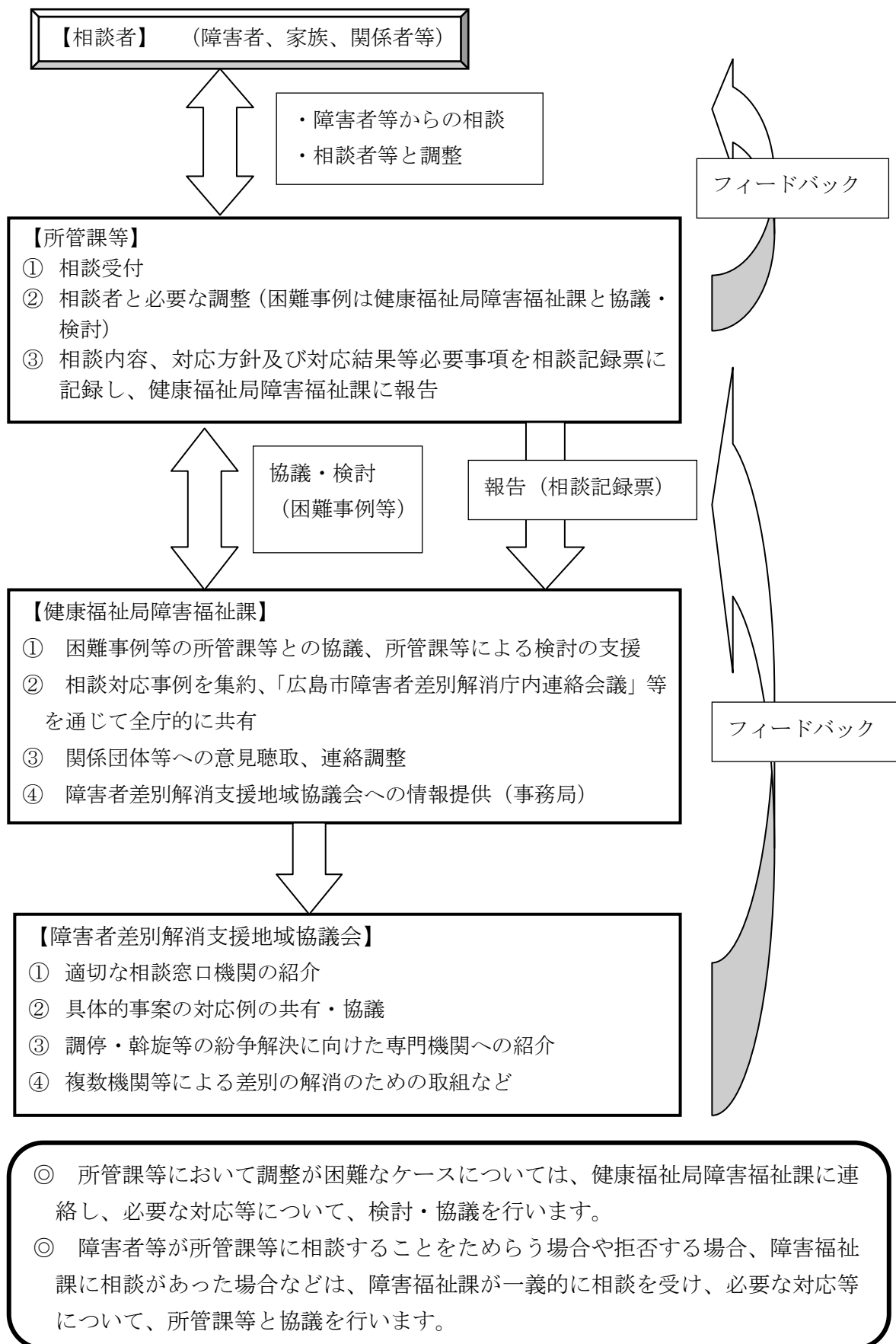
3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意思の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

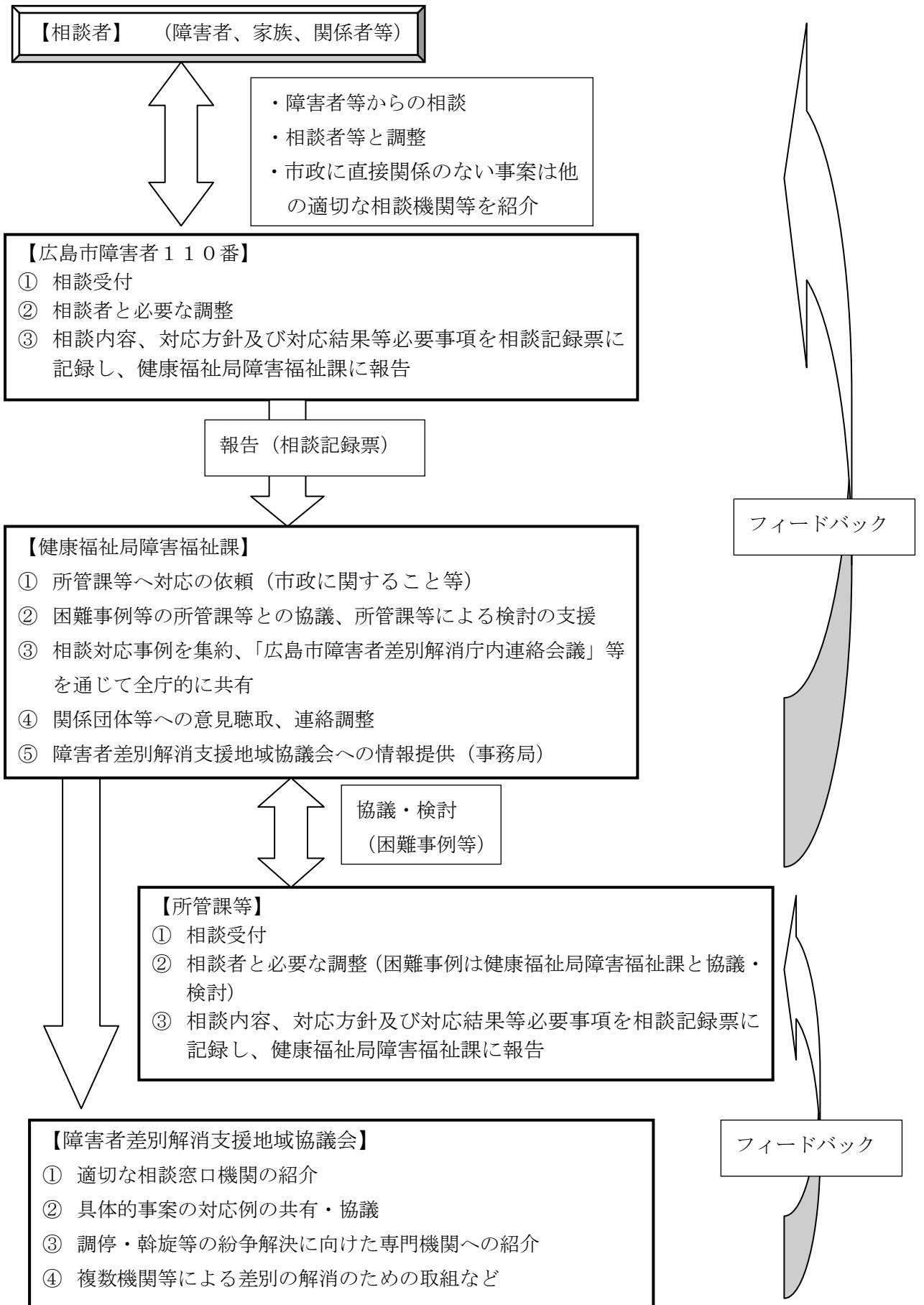
5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 フロー図（相談体制）

【ケース1】所管課等に相談があった場合



【ケース2】「広島市障害者110番」に相談があった場合



<対応時の留意事項>

- 相談を受ける際には、次の事項に留意してください。
 - ・ 障害やその特性について理解しようとする姿勢で相談者の訴えを丁寧に聴くこと。
 - ・ 所管課等で改善・解決に向けた方策や方向性を、代替手段の選択も含めて検討し、相談者に対応方針等を回答すること。
 - ・ 相談者から求められたサービスや合理的配慮が提供できない場合は、「正当な理由」や「過重な負担に当たると判断した理由」について説明し、理解を得るよう努めること。

相談記録票（障害者差別解消法関係）

所 属	
相談日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
相談方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ 電子メール ☐ FAX ☐ その他 ()
相談等を行った者	匿名希望 ☐ はい ☐ いいえ 性別 ☐ 男 ☐ 女 年齢 歳 氏 名 (所属機関等) 住 所 連絡先 (電話番号・Fax番号・メールアドレス等)
対応職員	職 氏 名 職 氏 名
相談等の内容	件名
対応方針	平成 年 月 日 対応方針回答
対応結果	☐ 対応結果について理解を得られた ☐ 対応結果について理解を得られなかった (内容)
備考欄	

第4節 研修・啓発の実施

《ポイント》

- 新規採用職員研修、人権問題職場研修リーダー養成講座、福祉のまちづくり職員研修等の機会に、障害者差別解消法を紹介する。
- 障害者差別解消法に関する研修を行うなどにより、全ての職員が障害に対する理解や意識啓発に向けて取り組む。
- 市民や事業者等に対しても、障害を理由とする差別の解消について理解と関心が深まるよう、講演会の開催や広報パンフレット・ポスター等の作成、広報紙「市民と市政」やホームページ等を通じ、広く普及・啓発を図る。

本市においては、新規採用職員研修で障害者福祉行政について実施しているほか、毎年希望者を対象に人権問題職場研修リーダー養成講座を実施しています。

また、建築物や道路などの整備に携わる職員等が「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「広島市公共施設福祉環境整備要綱」等について理解を深め、各々の業務遂行に当たって知識を得ることを目的とする福祉のまちづくり職員研修を実施しています。

今後、こうした様々な研修の機会に障害者差別解消法を紹介するとともに、障害者差別解消法に関する研修を行うなどにより、全ての職員が障害に対する理解や意識啓発に向けて取り組みます。

また、市民や事業者等に対しても、障害を理由とする差別の解消について理解と関心が深まるよう、講演会の開催や広報パンフレット・ポスター等の作成、広報紙「市民と市政」やホームページ等を通じ、広く普及・啓発を図ります。

● 障害者差別解消法 (啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第5節 民間事業者への適切な情報提供や報告徴収等

《ポイント》

- 民間事業者による差別的取扱い等に関して本市に情報提供や相談があれば、必要に応じて実態把握のため状況を徴収し、適切な対応を要請する。また、民間事業者に対して対応指針に係る十分な情報提供を行う。
- 各事業法等における監督権限に属する事務を政令指定都市の長等が行うこととされているときは、障害者差別解消法第12条に規定する主務大臣の権限（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）に属する事務を当該政令指定都市の長等が行うため、これに該当する場合はその権限も行使する。

基本方針によると、「事業者における障害者差別解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が障害者差別解消法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。」と規定されています。

一方、障害者差別解消法第22条では、「第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務を政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。」と規定されており、障害者差別解消法施行令第3条には、「第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であって当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。」と規定されています（「第5章 資料編」資料2）。

この規定により地方公共団体の長等が処理する事務について、内閣府が平成28年1月現在で把握しているものの一覧を「第5章 資料編」資料4に添付しています。

また、この権限行使を地方公共団体の長が行うこととされている場合の具体的な方法や判断基準について、基本的には業を所管する主務大臣が定めた対応指針に基づき判断することとなります。

●対応指針：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

仮に、市に指導・勧告権限のない民間事業者による差別的取扱い等に関して障害者等か

ら本市に情報提供や相談等があれば、政令で委任されているかどうかに関わらず、必要に応じて、実態把握のため当該民間事業者から状況を徴収し、適切に対応するよう要請することが重要です。

なお、民間事業者が障害者差別解消法第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をすれば、20万円以下の過料が科せられます。

● 障害者差別解消法

(報告の徴収)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体等の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第6章 罰則

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

● 障害者差別解消法施行令

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第3条 法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

民間事業者による不当な差別的取扱い

【障害者等から情報提供・相談等】

(例)

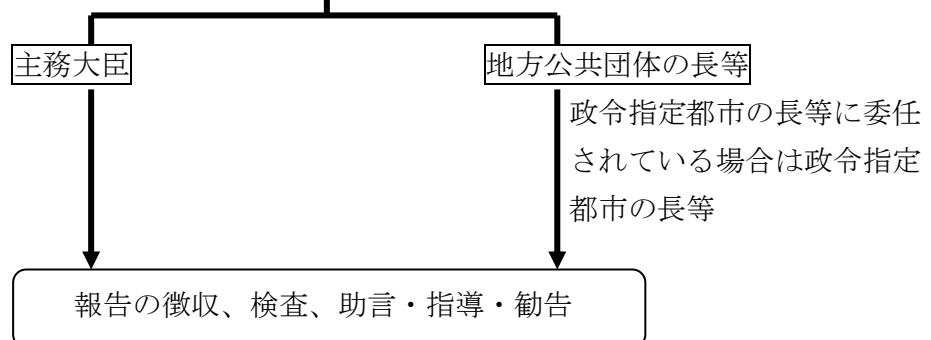
- 財・サービスや各種機会の提供を拒否する
- 場所・時間帯などを制限する
- 障害者でない者には付さない条件を付ける 等

＜実態把握のため当該民間事業者から状況を徴収、適切な対応を要請＞

- ・ 事実確認
- ・ 主務大臣が定めた対応指針の情報提供等
- ・ 民間事業者からの照会・相談に対応

※ 民間事業者が障害者差別解消法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認めるとき

各事業法等における監督権限（報告の徴収、検査、勧告等）に属する事務



※ 報告をしない、又は虚偽の報告をした ⇒ 20万円以下の過料

第4章 広島市職員対応要領の見直し

《ポイント》

- 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を集積し、必要に応じて加筆・修正する。
- 障害者差別解消法施行後3年を目途に、政府において必要な見直しを検討することとされており、こうした国の動向等を踏まえ、適宜、広島市職員対応要領を見直し、一層の充実を図る。

障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）を受け、障害者等から不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する様々な相談が寄せられることが考えられます。

また、基本方針にもあるとおり、技術の進展、社会情勢の変化等は、特に、合理的配慮について、その内容、程度等に大きな変化をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものです。

このため、こうした動向や、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例等を加筆・修正します。

また、障害者差別解消法施行後3年を目途に、政府において必要な見直しを検討することとされており、こうした国の動向等を踏まえ、適宜、広島市職員対応要領を見直し、一層の充実を図ります。

第5章 資料編

資料1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成二十五年法律第六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の

作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

資料2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（政令第三十二号）

内閣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第四号ニ及びホ並びに第五号ロ、第二十二条並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第四号ニ及びホの政令で定める機関）

第一条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号ニの政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（法第二条第五号ロの政令で定める法人）

第二条 法第二条第五号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第三条 法第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

（権限の委任）

第四条 主務大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に、法第十一条及び第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。

4 金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、第一項の規定に

より委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。

- 5 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前各項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の二を第四百三十六号の三とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

(内閣府本府組織令の一部改正)

第三条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中(53)を(54)とし、(47)から(52)までを(48)から(53)までとし、(46)の次に次のように加える。

(47) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(復興庁組織令の一部改正)

第四条 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）	第 四 条 第二項	第五十七条の地方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
--	--------------	----------------	--

資料3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則 (内閣府令第二号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第五項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日内閣総理大臣安倍晋三

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。
- 2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

資料4 地方公共団体の長等が処理する事務（平成28年1月現在内閣府把握分）

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国家公安委員会	古物営業法	第22条第1項・第2項、第23条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物商
	古物営業法	第22条第1項・第3項、第23条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物市場主
	古物営業法	第22条第3項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物買いあつせん業者
	質屋営業法	第24条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	質屋
	警備業法	第46条、第47条、第48条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	警備業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第25条、第26条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	風俗営業業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第39条第3項・第4項	都道府県公安委員会	都道府県風俗環境浄化協会
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第29条、第30条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の4、第31条の5、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の9第1項・第2項、第31条の10、第37条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	映像送信型風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の14第1項、第31条の15第1項・第2項、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型電話異性紹介営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の19、第31条の20、第37条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型電話異性紹介営業を営む者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第34条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	飲食店営業業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	興行場営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の2、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	特定性風俗物品販売等営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の4第1項・第2項、第37条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	接客業務受託営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律【未施行（平成28年6月23日施行）】	第31条の24、第31条の25、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	特定遊興飲食店営業業者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	教習射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	練習射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	猟銃等保管業者
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第32条の3	都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター
	暴力追放運動推進センターに関する規則	第12条	都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター
	道路交通法	第108条の31第3項・第4項	都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター
	交通安全活動推進センターに関する規則	第7条、第8条	都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター
	道路交通法	第51条の9、第51条の10、第51条の11第1項	都道府県公安委員会	確認事務の委託を受けるために都道府県公安委員会の登録を受けた法人
	道路交通法	第98条第3項、第98条第5項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	届出自動車教習所

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	道路交通法	第98条第3項、第98条第5項、第99条の6第1項、第99条の7、第100条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定自動車教習所
	道路交通法	第108条の8、第108条の9、第108条の11		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定講習機関
	道路交通法	第108条の32の2第4項で準用する第98条第3項・第5項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	認定運転免許取得者教育を行う者
	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	第7条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	自動車運転代行業者
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	第23条第5項		都道府県公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体
	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づくもの)	第6条、第7条		都道府県公安委員会	自転車防犯登録業者
	探偵業の業務の適正化に関する法律	第13条第1項、第14条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	探偵業者
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	第13条、第16条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	インターネット異性紹介事業者
金融庁	労働金庫法施行令	第11条第1項	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	労働金庫法施行令	第11条の2	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者の当該所属労働金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所(当該労働金庫代理業者の主たる営業所等が所在する都道府県以外の都道府県に所在するものに限る。)
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令	第24条第1項	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫
	貸金業法	第24条の6の2、第24条の6の3、第24条の6の4、第24条の6の5、第24条の6の6、第24条の6の7、第24条の6の8、第24条の6の9、第24条の6の10、第24条の6の12	消費者庁	都道府県知事	貸金業者
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	第41条第2項	厚生労働省又は農林水産省	都道府県知事	労働金庫等又は農業協同組合等
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令	第3条第7項	厚生労働省	都道府県知事	労働金庫等
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令	第4条第6項	農林水産省	都道府県知事	農業協同組合等
	行政書士法	第4条の11第2項、第4条の12第2項		都道府県知事	指定試験機関
総務省	行政書士法	第13条の22第1項		都道府県知事	行政書士及び行政書士法人
	行政書士法	第14条		都道府県知事	行政書士
	行政書士法	第14条の2第1項・第2項		都道府県知事	行政書士法人
	行政書士法	第18条の6		都道府県知事	行政書士会
	放送法	第145条第2項・第4項、第174条、第175条		都道府県知事	小規模施設特定有線一般放送事業者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
財務省	農水産業協同組合貯金保険法	第116条第1項・第2項、第117条第1項・第2項、第118条	農林水産省、金融庁	都道府県知事	農水産業協同組合、農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	第35条第1項・第2項、第36条第1項・第2項	金融庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省	都道府県知事	金融機関又は銀行持株会社等（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合、水産加工協同組合連合会）、当該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者
	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	第9条第1項	金融庁	都道府県知事	認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会）
文部科学省	私立学校法	第4条第4号		第4条第4号に掲げる学校法人等の所轄庁である都道府県知事	学校法人、私立学校法第64条第4項の法人
	学校教育法	第130条他		私立専修学校の認可権者である都道府県知事	私立専修学校の設置者
	社会教育法	第11条、第14条、第23条の2第2項、第39条、第42条第2項		教育委員会	社会教育関係団体、私立の公民館類似施設、法人が設置する公民館
	図書館法	第25条、第27条、第29条第2項		教育委員会、地方公共団体	私立図書館、私立の図書館同種施設
	博物館法	第27条、第28条、第29条		教育委員会、地方公共団体	私立博物館、私立の博物館に相当する施設
	PTA・青少年教育団体共済法	第3条、第6条第1項・第2項・第3項、第7条、第11条、第14条第1項、第15条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第1項		教育委員会	共済団体

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	PTA・青少年教育団体共済法施行規則	第3条第1項、第9条、第10条、第20条第2項・第3項・第4項、第21条第22条、第28条第1項、第29条、第33条、第34条、第35条、第36条第1項・第2項、第38条、第39条、第40条、第41条		教育委員会	共済団体
	構造改革特別区域法	第12条		構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置会社
	構造改革特別区域法	第13条		構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置非営利法人
	宗教法人法	第5条		都道府県知事	宗教法人
厚生労働省	児童福祉法	第18条の16第1項		都道府県知事	指定試験機関
	児童福祉法	第21条の3第1項		都道府県知事	指定療育機関
	児童福祉法	第21条の5の21、第21条の5の22		都道府県知事又は市町村長	指定障害児通所支援事業者
	児童福祉法	第24条の15、第24条の16		都道府県知事	指定障害児入所施設
	児童福祉法	第24条の34、第24条の25		市町村長	指定障害児相談支援事業者
	児童福祉法	第30条の2		都道府県知事、指定都市市長、中核市長	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設の長
	児童福祉法	第34条の5		都道府県知事	障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業
	児童福祉法	第34条の6		都道府県知事	児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業を行う者
	児童福祉法	第34条の8の3第1項		市町村長	放課後児童健全育成事業者
	児童福祉法	第34条の14		都道府県知事	一時預かり事業を行う者
	児童福祉法	第34条の17		市町村長	家庭的保育事業等を行う者
	児童福祉法	第34条の18の2		都道府県知事	病児保育事業を行う者
	児童福祉法	第35条第4項		都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市長	国、都道府県、市町村以外の者
	児童福祉法	第46条第1項		都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長
	児童福祉法	第46条第3項・第4項		都道府県知事	児童福祉施設の設置者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	児童福祉法	第47条第1項		都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設の長
	児童福祉法	第56条の3		都道府県及び市町村	児童福祉施設の設置者
	児童福祉法	第58条		都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設
	児童福祉法	第59条第3項・第5項		都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設の設置者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第48条、第49条		都道府県知事又は市町村長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の27、第51条の28		都道府県知事又は市町村長	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条		都道府県知事	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第85条		都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設
	身体障害者福祉法	第39条		都道府県知事	身体障害者生活訓練等事業
	発達障害者支援法	第16条		都道府県知事	発達障害者支援センター
	老人福祉法	第18条第1項、第18条の2第2項		都道府県知事	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者
	老人福祉法	第18条第2項		都道府県知事	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長
	老人福祉法	第18条の2第1項		都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者
	老人福祉法	第19条第1項		都道府県知事	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者
	老人福祉法	第29条第9項		都道府県知事	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者
	老人福祉法	第29条第11項		都道府県知事	有料老人ホームの設置者
	老人福祉法	附則第7条第1項		都道府県知事	中核市の長
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第24条第1項	国土交通省	都道府県知事	登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第35条、第36条	国土交通省	都道府県知事	指定登録機関
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第66条、第68条	国土交通省	都道府県知事	認可事業者
	介護保険法	第24条第1項		都道府県知事	居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者
	介護保険法	第42条第4項		市町村長	居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第42条の3第3項		市町村長	地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第45条第8項、第57条第8項		市町村長	住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者
	介護保険法	第47条第4項		市町村長	居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第49条第3項		市町村長	施設サービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第54条第4項		市町村長	介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第54条の3第3項		市町村長	地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第59条第4項		市町村長	介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法	第69条の22第2項		都道府県知事	登録試験問題作成機関
	介護保険法	第69条の30第1項		都道府県知事	指定試験実施機関
	介護保険法	第69条の38第2項		都道府県知事	登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員
	介護保険法	第76条第1項		都道府県知事	指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者
	介護保険法	第76条の2第1項・第3項		都道府県知事	指定居宅サービス事業者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	介護保険法	第78条の7第1項		市町村長	指定地域密着型サービス事業者 若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第78条の9第1項・第3項		市町村長	指定地域密着型サービス事業者
	介護保険法	第83条第1項		都道府県知事	指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第83条の2第1項・第3項		都道府県知事	指定居宅介護支援事業者
	介護保険法	第90条第1項		都道府県知事	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者
	介護保険法	第91条の2第1項・第3項		都道府県知事	指定介護老人福祉施設
	介護保険法	第100条第1項		都道府県知事	介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者
	介護保険法	第101条、第102条、第103条第1項・第3項		都道府県知事	介護老人保健施設
	介護保険法	第115条の7第1項		都道府県知事、市町村長	指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第115条の8第1項・第3項		都道府県知事	指定介護予防サービス事業者
	介護保険法	第115条の17第1項		市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第115条の18第1項・第3項		市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	介護保険法	第115条の27第1項		市町村長	指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	介護保険法	第115条の28第1項・第3項		市町村長	指定介護予防支援事業者
	介護保険法	第115条の35第4項		都道府県知事	介護サービス事業者
	介護保険法	第115条の40第1項		都道府県知事	指定調査機関
	介護保険法	第115条の45の7第1項		市町村長	指定事業者若しくは指定事業者であつた者若しくは当該第115条の45の3第1項の指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第115条の45の8第1項・第3項		市町村長	指定事業者
	介護保険法	第172条第1項		都道府県知事	支払基金又は第161条の規定による委託を受けた者
	介護保険法	第197条第4項		都道府県知事	医療保険者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項		都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者又は第80条の6第1項の登録を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第2項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業者若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第3項		都道府県知事	薬局開設者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第5項	都道府県知事	登録認証機関
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業者若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第2項	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	第70条第1項による命令を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第3項	都道府県知事	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第4項、第72条の4第1項・第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業者若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業者若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者又は店舗販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第2項	都道府県知事	配置販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の3	都道府県知事	薬局開設者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業者若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	第68条の規定に違反した者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第2項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	特定電気通信役務提供者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第73条		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局の管理者又は店舗管理者、区域管理者若しくは医薬品営業所管理者、医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者若しくは再生医療等製品営業所管理者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条		都道府県知事	配置販売業
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条第2項		都道府県知事	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条の2第2項		都道府県知事	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第76条の8		都道府県知事	指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	毒物及び劇物取締法	第15条の3		都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法	第17条第1項		都道府県知事	毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者
	毒物及び劇物取締法	第17条第2項		都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法	第19条第1項		都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	販売業の登録を受けている者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38第1項		都道府県知事	麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38第2項		都道府県知事	麻薬等原料営業業者その他の関係者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の39		都道府県知事	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の40、第51条第2項		都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の41		都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱者
	麻薬及び向精神薬取締法	第51条第1項		都道府県知事	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者
	麻薬及び向精神薬取締法	第51条第3項		都道府県知事	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	大麻取締法	第18条		都道府県知事	大麻取扱者
	大麻取締法	第21条第1項		都道府県知事	大麻取扱者その他の関係者
	あへん法	第44条第2項		都道府県知事	けし栽培者、麻薬研究者その他の関係者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	覚せい剤取締法	第31条	都道府県知事	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者若しくは覚せい剤研究者又は第30条の7(所持の禁止)第1号から第7号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者を、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者を含む。)その他の関係者
	安全な血液製剤の安定供給等に関する法律	第23条第1項	都道府県知事	採血事業者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第6条第2項	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)	当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第7条第2項	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)	家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第41条第1項	都道府県知事	シルバー人材センター
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第43条の2(第45条で準用する場合を含む)、第43条の3第1項(第45条で準用する場合を含む)	都道府県知事	シルバー人材センター、シルバー人材センター連合
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条第1項	都道府県知事	シルバー人材センター連合
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第22条第1項、第23条、第31条の7第4項、第33条第5項	都道府県知事	母子家庭日常生活支援事業を行う者、父子家庭日常生活支援事業を行う者、寡婦日常生活支援事業を行う者
	母子保健法	第20条第7項	都道府県知事	指定養育医療機関
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第56条の30、第56条の31第1項	警察庁 都道府県公安委員会	特定病原体等所持者、三種病原体等を輸入した者、四種病原体等を輸入した者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者
	職業能力開発促進法	第37条の10第3項	都道府県知事	職業訓練法人監事
	職業能力開発促進法	第39条の2第1項・第2項	都道府県知事	職業訓練法人
	職業能力開発促進法	第98条	都道府県知事	認定職業訓練を実施する事業者
	国民健康保険法	第41条第1項	都道府県知事	保険医及び保険薬剤師

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	国民健康保険法	第45条の2第1項	都道府県知事	保険医療機関若しくは保険医療機関等の解説者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者
	国民健康保険法	第54条の2の2	都道府県知事	指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者
	国民健康保険法	第54条の2の3第1項	都道府県知事	指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者
	国民健康保険法	第106条第1項	都道府県知事	保険者又は連合会
	国民健康保険法	第108条第1項・第2項・第3項・第4項	都道府県知事	組合若しくは連合会又はその役員
	高齢者の医療の確保に関する法律	第66条第1項、第72条第1項	都道府県知事	保険医療機関又は保険薬局
	高齢者の医療の確保に関する法律	第80条、第81条第1項	都道府県知事	指定訪問看護事業者
	高齢者の医療の確保に関する法律	第152条第1項	都道府県知事	社会保険診療報酬支払基金
	高齢者の医療の確保に関する法律	第162条	都道府県知事	国民健康保険団体連合会
	社会福祉法	第56条、第57条、第58条	都道府県知事又は市長	社会福祉法人
	社会福祉法	第70条、第71条、第72条	都道府県知事	社会福祉事業を経営する者
	社会福祉法	第91条	都道府県	社会福祉事業を経営する者
	社会福祉法	第97条、第98条	都道府県知事	都道府県センター
	社会福祉法	第121条	都道府県知事等	共同基金会
	社会福祉法施行令	第8条、第9条	都道府県知事	指定養成機関等
	社会福祉士及び介護福祉士法	第48条の9	都道府県知事	登録略称等事業者
	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第14条、附則第15条、附則第16条	都道府県知事	登録研修機関
	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第2項	都道府県知事	特定行為業務を行おうとする者
	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第6条、第7条	都道府県知事	指定養成施設等
	社会福祉施設職員等退職手当共済法	第23条第1項	都道府県知事	経営者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	消費生活協同組合法	第93条、第93条の2、第93条の3、第94条、第94条の2、第95条、第95条の2、第96条	主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超えない場合)	消費生活協同組合
	生活困窮者自立支援法	第15条第2項	都道府県等	認定生活困窮者就労訓練事業を行う者または認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者
	生活保護法	第43条第1項、第46条第3項	都道府県知事	保護施設
	生活保護法	第44条第1項	都道府県知事	保護施設の管理者
	生活保護法	第45条第1項	都道府県知事	地方独立行政法人
	生活保護法	第45条第2項	都道府県知事	社会福祉法人又は日本赤十字社
	生活保護法	第51条第2項	都道府県知事	都道府県知事の指定した医療機関
	生活保護法	第54条第1項	都道府県知事	指定医療機関等
	生活保護法	第54条の2第4項	都道府県知事	指定介護機関等
	生活保護法	第55条第2項	都道府県知事	指定助産機関等
	生活保護法	第74条第2項、第79条	都道府県知事	生活保護法第74条第1項の規定により補助を受けた保護施設
	生活保護法	第74条の2	地方公共団体の長	保護施設
	医療法	第25条	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者
	医療法	第63条、第64条	都道府県知事	医療法人
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第10条	都道府県知事	施術者、施術所の開設者、施術所
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	第5条	都道府県知事	はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設
	柔道整復師法	第21条	都道府県知事	施術所の開設者、柔道整復師、施術所
	柔道整復師法施行令	第6条	都道府県知事	柔道整復師養成施設
	保健師助産師看護師法施行令	第15条	都道府県知事	看護師等養成所
	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第18条	都道府県知事	都道府県ナースセンター
	診療放射線技師法施行令	第11条	都道府県知事	診療放射線技師養成所
	臨床検査技師等に関する法律施行令	第14条	都道府県知事	臨床検査技師養成所
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第13条	都道府県知事	理学療法士養成施設、作業療法士養成施設
	視能訓練士法施行令	第14条	都道府県知事	視能訓練士養成所
	言語聴覚士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	言語聴覚士養成所

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	臨床工学技士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	臨床工学技士養成所
	義肢装具士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	義肢装具士養成所
	歯科衛生士法施行令	第6条	都道府県知事	歯科衛生士養成所
	歯科技工士法施行令	第13条	都道府県知事	歯科技工士養成所
	水道法	第46条	都道府県知事	水道事業者、水道用供水供給事業
	水道法	第25条の10、第25条の11	水道事業者(原則市町村経営)	指定給水装置工事事業者
	旅館業法	第7条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者その他の関係者
	旅館業法	第8条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者又はその代理人、使用人その他の従業者
	興行場法	第5条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者その他の関係者
	興行場法	第6条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者
	美容師法	第14条、第15条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	美容所の開設者
	理容師法	第13条、第14条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	理容所の開設者
	クリーニング業法	第5条の2、第10条、第10条の2、第11条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者
	公衆浴場法	第6条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者その他の関係者
	公衆浴場法	第7条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者
農林水産省	農薬取締法	第13条第1項・第3項、第14条第1項・第4項	都道府県知事	農薬販売者等
	肥料取締法	第29条第1項、第30条第1項、第31条第2項・第3項	都道府県知事	肥料の生産業者、輸入業者等
	肥料取締法	第29条第3項、第30条第3項、第31条第2項・第3項	都道府県知事	肥料の販売業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項、第71条	厚生労働省	医薬品等の製造販売業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項	厚生労働省	医薬品等の販売業者等

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等を業務上取り扱う事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等の製造業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	都道府県知事	第68条の規定に違反した者
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		都道府県知事	飼料又は飼料添加物の販売業者等
	獣医療法		都道府県知事	開設者、管理者、住診診療者
	農林物資の規格化等に関する法律	消費者庁	都道府県知事	品質表示基準が定められた農林物資の製造業者等(表示に関する指示・命令の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	消費者庁	都道府県知事	米穀事業者等(勸告・命令の権限については、米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
	農業信用保証保険法	金融庁	行政庁	農業信用基金協会
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会の子会社等、信用事業受託者及び共済代理店
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会
	農業協同組合法		行政庁	都道府県農業協同組合中央会
	農業災害補償法		行政庁	農業共済組合
	森林組合法		都道府県知事	都道府県の区域を地区とする森林組合連合会

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	水産業協同組合法	金融庁、国土交通省	都道府県知事	水産業協同組合
	中小漁業融資保証法	金融庁	都道府県知事	漁業信用基金協会
国土交通省	建築士法		都道府県知事	二級建築士等
	道路運送法施行令		(権限委譲を希望する)指定都道府県又は指定市町村の長	自家用有償旅客運送者
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令		都道府県知事	自動車運転代行業者
	道路運送法施行令		都道府県知事	自動車道事業者
	旅行業法施行令		都道府県知事	旅行者、登録研修機関、旅行業協会、法第25条の団体
	国際観光ホテル整備法		都道府県知事	登録ホテル事業者
	通訳案内士法		都道府県知事	通訳案内士
	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律		都道府県知事	通訳案内士
	沖縄振興特別措置法		都道府県知事	通訳案内士
	福島復興再生特別措置法		都道府県知事	通訳案内士
	小笠原諸島振興開発特別措置法		都道府県知事	通訳案内士
	奄美群島振興開発特別措置法		都道府県知事	通訳案内士
	中心市街地の活性化に関する法		都道府県知事	通訳案内士
	構造改革特別区域法		都道府県知事	通訳案内士
	建設業法		都道府県知事	建設業者と請負契約を締結した発注者
	建設業法		都道府県知事	建設業者
	建設業法		都道府県知事	建設業者団体
	建設業法		都道府県知事	建設業者及び建設業者団体
	浄化槽法	環境省	都道府県知事	浄化槽管理者
	浄化槽法	環境省	都道府県知事	浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者
	浄化槽法	環境省	都道府県知事	浄化槽工事業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第14条、第43条	環境省	都道府県知事	建設工事受注者及び自主施工者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第19条、第20条	環境省	都道府県知事	建設工事受注者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第37条	環境省	都道府県知事	解体工事業者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第41条	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者、自主施行者及び建設工事受注者
	不動産の鑑定評価に関する法律	第45条第1項、第46条		都道府県知事	不動産鑑定業者
	不動産特定共同事業法	第34条第1項・第2項、第35条第1項・第2項、第36条、第37条第1項・第2項、第38条、第39条、第40条第1項	金融庁	都道府県知事	不動産特定共同事業者
	宅地建物取引業法	第65条第1項・第2項・第3項・第4項、第66条第1項・第2項、第67条第1項、第69条第1項・第2項、第70条第1項・第3項・第4項、第71条、第72条第1項・第3項		都道府県知事	宅地建物取引業者
	積立式宅地建物取引業法	第42条第1項、第43条第1項・第3項、第44条第1項・第2項、第45条第1項、第46条第1項・第2項、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条		都道府県知事	宅地建物取引業者
	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2、第7条の3、第7条の4		市町村長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第8条		都道府県知事	一般廃棄物処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を設置しようとする者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第8条の2の2、第9条、第9条の2、第9条の2の2		都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3		都道府県知事	許可を取り消された第8条第1項の許可を受けた者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4		都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者であって熱回収の機能を有するものを設置している者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5、第9条の7		都道府県知事	第8条第1項の許可を受けている者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の5第8項		都道府県知事	情報処理センター（法第12条の5第1項）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6		都道府県知事	法第12条の3第1項に規定する運搬受託者又は処分受託者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項 第14条の3、第14条の3の2		都道府県知事	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項		都道府県知事	特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項		都道府県知事	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項 第15条の2の6第1項・第3項において読み替えて準用する第9条第3項・第4項・第5項・第6項 第15条の2の7、第15条の3 第15条の4において読み替えて準用する第9条の5第1項、第9条の7第2項		都道府県知事	産業廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項		都道府県知事	許可を取り消された産業廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項・第5項		都道府県知事	産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の16		都道府県知事	廃棄物処理センター
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項		市町村長	一般廃棄物等の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項		都道府県知事	産業廃棄物等の収集、運搬又は処分を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理セン
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3		市町村長	一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、特別管理一般廃棄物収集運搬業者及び特別管理一般廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3		都道府県知事	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4		市町村長	一般廃棄物処理基準又は保管基準(特別管理一般廃棄物処理基準又は保管基準)に適合しない一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項		都道府県知事	産業廃棄物処理基準又は保管基準(特別管理産業廃棄物処理基準又は保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2		都道府県知事	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者
	浄化槽法	第12条第1項		都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長する。)	浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士、浄化槽清掃業者、技術管理者
	浄化槽法	第41条第1項		市町村長	浄化槽清掃業者
	浄化槽法	第48条第4項		市町村長(保健所を設置する市及び特別区の長を除く。)	浄化槽の保守点検を業とする者
	浄化槽法	第53条第1項・第2項	国土交通省	当該行政庁	浄化槽清掃業者、浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士、指定検査機関
	動物の愛護及び管理に関する法律	第10条		都道府県知事、政令指定都市の長	動物の取扱業を営もうとする者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第13条第1項・第3項・第4項・第2項によって準用する第10条第2項・第3項、第11条、第12条		都道府県知事、政令指定都市の長	第10条第1項の登録の更新を受けようとする者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第14条第1項・第2項・第3項・第4項によって準用する第11条、第12条 第16条、第17条 第19条第1項・第2項によって準用する第12条第2項 第21条、第23条第1項・第2項、第24条		都道府県知事、政令指定都市の長	第一種動物取扱業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第22条の6第2項・第3項		都道府県知事	犬猫等販売業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第23条第3項		都道府県知事、政令指定都市の長	第23条第1項及び第2項の規定による勧告を受けた者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の2		都道府県知事、政令指定都市の長	飼養施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の3		都道府県知事、政令指定都市の長	第24条の2の規定による届出をした者(第二種動物取扱業者)
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の4において読み替えて準用する第16条第1項(第5号に係る部分を除く。)、第21条、第23条(第2項を除く。)、		都道府県知事、政令指定都市の長	第二種動物取扱業者

資料5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）が採択された。我が国は、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきた。

権利条約は第 2 条において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めている。我が国においては、平成 16 年の障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第 2 条第 2 号において、社会的障壁について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第 4 条第 1 項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第 2 項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定された。

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成 26 年 1 月に権利条約を締結した。

2 基本的な考え方

（1）法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重

し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待するものである。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ

ている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

（２）事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

（３）対象分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによることとされている。

2 不当な差別的取扱い

（１）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

（２）正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者に

においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

3 合理的配慮

（１）合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「（２）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配

慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

（２）過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第３ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

１ 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされ

ており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応要領を公表しなければならない。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされている。地方公共団体等において対応要領を作成する場合には、2(1)及び(2)に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

事業者については、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされる一方で、事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によって様々であり、求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、合理的配慮の提供については、努力義務とされている。このため、各主務大臣は、所掌する分野における対応指針を作成し、事業者は、対応指針を参考として、取組を主体的に進めることが期待される。主務大臣においては、所掌する分野の特性を踏まえたきめ細かな対応を行うものとする。各事業者における取組について

は、障害者差別の禁止に係る具体的取組はもとより、相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保等も重要であり、対応指針の作成に当たっては、この旨を明記するものとする。

同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

2 対応指針

(1) 対応指針の位置付け及び作成手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応指針を公表しなければならない。

なお、対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 事業者における相談体制の整備
- 事業者における研修・啓発
- 国の行政機関（主務大臣）における相談窓口

3 主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応する

などの取組を積極的に行うものとする。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。内閣府においては、相談及び紛争の防止等に関する機関の情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行うものとする。

3 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に、関係行政機関と連携して、各種啓発活動に積極的に関わり、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

（１）行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。

内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極的に取り組む。

イ 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけも重要である。

ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている。協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。

なお、都道府県において組織される協議会においては、紛争解決等に向けた取組について、市町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。また、関係機関において紛争解決に至った事例、合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことが期待される。

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供

本法を効果的に運用していくため、内閣府においては、行政機関等による協力や協議会との連携などにより、個人情報の保護等に配慮しつつ、国内における具体例や裁判例等を収集・整理するものとする。あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。これらの成果については、障害者白書や内閣府ホームページ等を通じて、広く国民に提供するものとする。

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

技術の進展、社会情勢の変化等は、特に、合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものであり、法の施行後においては、こうした動向や、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図るものとする。

法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、障害者政策委員会における障害者差別の解消も含めた障害者基本計画の実施状況に係る監視の結果も踏まえて、基本方針についても併せて所要の検討を行うものとする。基本方針の見直しに当たっては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。対応要領、対応指針の見直しに当たっても、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

なお、各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨や、技術の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを検討するものとする。

資料6 障害者の定義

＜障害者基本法＞（平成 23 年 8 月 5 日一部改正）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2)社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

1 身体障害者 （本市の身体障害者手帳所持者は 42,405 人：平成 27 年 3 月末現在）

＜身体障害者福祉法＞

第4条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
（※18歳未満については、児童福祉法により定義）

＜主な身体障害＞

・視覚障害（3,352 人）

視力が全くない（全盲）、あるいは眼鏡等で矯正しても視力が弱い（視力障害）又は視野が狭い（視野狭窄）ため、日常生活や社会生活に不自由がある。

・聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害（3,728 人）

耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい又は聞き分けにくい、日常生活や社会生活に不自由がある。

音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難である。

経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害がある。

一般に、音声言語獲得前の失聴者のことを聾（ろう）者と言っている。外見上は障害があることが分からない。

・肢体不自由（22,920 人）

四肢（両手・両足）のいずれかの麻痺や欠損、あるいは体幹（胴体）の機能障害のため、日常の動作や姿勢の維持に不自由がある。

・内部障害（12,405 人）

体の内部の障害（心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害）のため、日常生活や社会生活に不自由がある。

呼吸器障害では酸素ボンベ運搬車などを伴っているケースもあるが、ほとんどの場合は外見上から障害があることが分からない。

2 知的障害者 （本市の療育手帳所持者は 8,053 人：平成 27 年 3 月末現在）

＜知的障害者福祉法＞

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

＜知的障害とは＞

法令上の明確な定義はないが、一般的には、知的機能の発達の遅れにより、金銭管理・読み書き・計算など、日常生活上の知的行動に支障があり、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることを指す。

知能指数と生活の困難度により程度判定を行っている。

3 精神障害者 （本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は 12,768 人：平成 27 年 3 月末現在）

＜精神保健及び精神障害者福祉に関する法律＞

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

＜主な精神障害＞

・気分障害（うつ病、双極性障害（躁うつ病）など）

気分（感情）の変調により日常生活等に支障をきたす疾患

・統合失調症

思考や感情などをまとめる（統合する）能力が低下し、妄想や幻覚などの症状が現れる疾患

・てんかん

など

資料7 障害区分による障害の特性及び障害者との接し方

1 視覚障害

<障害の特性>

視覚障害はその程度によって、大きく盲と弱視に分けられますが、視力があるかないかの単純な状態ではありません。盲の中にも、明暗の区別はつく状態、目の前の指の数程度なら分かる状態など、いくつかの程度があります。また、弱視は、視力が低い状態のほかに、見える範囲が狭い、明るいところでは見えるが暗いところでは見えにくい等の状態もふくみます。

また、先天性か、中途障害かによっても、その障害の程度には個人差があります。

最近では、画面上の文字を読み上げるソフトを用いてパソコンを活用し、文字の読み書きや情報を得たりすることも多くなっています。点字も視覚障害者が自由に読み書きできる大切な手段ですが、中途視覚障害者の中には読めない人が多くいます。

弱視の人で、ある程度視力を活用できる人は、補助具を使用したり、文字を拡大したりして情報を得ています。しかし、遠くのものや動いているものが見えなかったり、大きいものの全体像が把握できないなど、困難を伴います。

<接し方>

ア 声をかけるとき

まず、自分自身を自己紹介します。誰が近付いてきたかわかるようにこちらから声を出して、「〇〇さん、こんにちは。△△です」といって名乗りましょう。軽く肩や腕にふれたりすると、話しかけられていることが一層わかりやすくなり、どちらを向いたらよいかもわかります。

イ 席をはずすとき、別れるとき

「〇〇へ行くので、席をはずします」と必ず声をかけてからにしましょう。別れるときも同じように声をかけてからにします。

ウ 道順等を尋ねられたとき

方向や位置を説明するときは、視覚障害者の向きを中心にします。

また、「むこうの…」 「このくらいの…」 といった代名詞などではなく、「あなたの右」や、「お札くらいの大きさ」などと、具体的に伝えましょう。物の位置は、時計の文字盤を例にして、「あなたは6時の方向にいます。コーヒークップが9時の位置にあります」と説明することもできます。

道順を説明するときは、目印となる具体的な建物などを伝えましょう。再度誰かに道を尋ねるときや、援助を受けるときに役立ちます。

商品を選ぶときなどは、説明しながら本人の手を取って触らせてください。

エ 部屋の様子を説明する

基点となるドアや入口から部屋の様子を説明しましょう。「ドアを背にして正面に机が口の字型に並んでおり、20人程度座れます。右側の壁にはスクリーンがあります」というように、具体的に説明します。

オ 移動

まず、どのように誘導すればよいか聞きましょう。階段や段差へは、それらに直角に誘導して必ず立ち止まり、「くだりの階段です」「段差があります」などと声をかけます。

① 基本姿勢

誘導する人が斜め一歩前を歩きます。視覚障害者は誘導する人の肘関節の少し上に軽くつかまるか、肩の上に手を置きます。歩く速度は視覚障害者に合わせます。

② 危険行為

杖を引っ張る、手をひっぱる、身体を押すなどの行為はとても危険なのでしてはいけません。

2 聴覚障害

<障害の特性>

聴覚障害には、伝音性難聴、感音性難聴、その両方を併せ持つ混合性難聴の3種類があります。伝音難聴は外耳や中耳に原因がある場合で、音が聞こえにくくなる難聴です。感音難聴は、内耳から脳の聴中枢に原因がある場合で、音が小さく聞こえるだけでなく、歪んで聞こえたりします。

聴覚障害には、外見からは障害の有無や困難性がわかりにくいという側面があります。また、聴覚障害とひとことで言っても、その聞こえ方には一人ひとり大きな違いがあります。

補聴器をつけても音や音声がほとんど聞き取れない、補聴器をつけると大きな音は分かるが会話は聞き取れない、補聴器をつければ会話が聞き取れる、また、音質がゆがんだようになり、音は聞き取れるが内容が聞き分けにくい、片耳はよく聞こえるが、片耳は聞こえないなど、程度は様々です。

補聴器をつければある程度音声を聞き取れる人でも、周囲の環境などによっては聞き取りにくくなります。例えば、反響の多い場所や、マイクを通した声などです。

聴覚障害者のコミュニケーション方法は、聞こえ方や障害が生じた時期、これまでの生活などによって異なります。コミュニケーションの方法は口話、筆談、手話など、さまざまな方法があり、多くの人は、いくつかの方法を相手や場面に応じて組み合わせたり、使い分けたりしています。

<接し方>

どのような方法でコミュニケーションをとればよいか、確認しましょう。コミュニケーション手段としては、口話、筆談、通訳、要約筆記、手話、ファックス、メール通信などがあり、多くの聴覚障害者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせたり、使い分けたりしています。

口話、筆談などは視覚的にも神経の集中を伴うので、聴覚障害者が疲れていないか気をつけましょう。

聴覚障害は、コミュニケーション障害であるとも言われます。声を使って話したり聞いたりするのが当たり前と思われている環境では、音声でのコミュニケーションを強いられることが少なくありません。周りの雰囲気に合わせて分かったふりをせざるを得ないこともあります。また、大勢の人と交わることは非常な労力を伴います。まず聴覚障害者の状況を聞き、相手がわからないことを聞き返しやすい雰囲気づくりなどを心がけましょう。

ア 口話で会話するとき

常に顔の見える位置で、注意をうながしてからはっきり、ゆっくりと話しましょう。会議など複数の人がいる場では、話す前に手を挙げるなどして、名前を名乗り、一人ずつ話します。伝わりにくいときは、手がかりになる言葉を挿入したり、何の話をしているかを伝えて、内容を推測しやすいようにします。

イ 筆談するとき

要点を短く簡潔に書き、まわりくどい表現やあいまいな表現は避けましょう。また、記号や図を用いて表現を明確にします。視覚的に図式化された表現は、必要な情報が伝

わりやすくなります。

ウ 手話通訳者・要約筆記者がいる時

主体は本人なので、聴覚障害者本人に向かって話しましょう。また、複数の人が同時に話したり、極端に早口で話したりすると、通訳することができなくなって、聴覚障害者に十分に伝わらないことがあります。適度に間をとり、伝わっているかを確認しましょう。

エ 手話をするとき

手話は、特に先天性の重度聴覚障害者にとって重要なコミュニケーション手段ですが、すべての聴覚障害者が手話を用いるわけではないことに注意しましょう。

手話にもさまざまなバリエーションがあり、障害の時期や手話を獲得した時期などによって異なります。

オ 放送やアナウンスがあった時

電車やバスの中などのアナウンスは、聴覚障害者には聞き取りにくいものです。事故などの緊急時に状況が分からず困っている人がいたら、メモなどに内容を書いてから、声をかけましょう。

3 肢体不自由

<障害の特性>

肢体不自由とは、四肢、体幹が病気やけがで損なわれ、長期にわたり日常動作に困難が伴う状態をいいます。原因としては、先天性のもの、交通事故等による手足の損傷、あるいは腰や首、脳の血管等に損傷を受けたことからなるもの、関節等の変形からなるものがあります。障害の程度によってかなり個人差があり、いくつかの障害が合併していることもあります。たとえば左腕に障害がある場合、右半身に障害がある場合、あるいは両足、全身運動動作が不自由という場合などがあります。

日常動作にそれほど困難を生じない程度から、立つ、座る、歩く、物の持ち運び、字を書くなどに支障があり、車いすや義足などを必要とする程度、日常動作の多くに介助を必要とする程度など、さまざまです。

<接し方>

まず、どのようなサポートが必要かを確認しましょう。障害の部位や程度によって介助方法は異なります。

ア 車いすに乗っている場合

車いすに乗っている本人に介助の方法を確認し、車いすの可動部分などの構造を確認します。車いすには、手動車いす、電動車いす、スクーター式電動車いすなどがあります。

車いすを動かすときや、進行方向を変更するときは、事前に「曲がります」などと声をかけて行います。

段差は、一時停止をしてから越えます。「昇ります」と声をかけてティップingleレバーを踏み、持ち手を押し下げて前輪を上げ、後車輪だけでバランスを保ちながら押し上げます。

急なスロープを下るときは、後ろ向きになり、車いすの背を支える要領で衝撃を与えないよう降りていきます。

停止するときや、介助者が少しでも車いすから離れる場合は、ブレーキをかけます。

イ 杖を使っている場合

本人のペースで、ゆっくりと対応します。

階段を昇るときは、斜め後ろから介助します。降りるときは本人の一段下の斜め前に立ち、横向きに降りてください。杖は片側にまとめて持つなどして、手すりを持った方が安全です。

4 内部障害

<障害の特性>

内部障害には、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障害の6つの障害があります。

内部障害はほとんどの場合、外見からは障害があることがわからないため、周囲の人に理解してもらいにくい障害です。しかし、進行性の疾患を伴っていることも多く、不安を抱えていたり、継続的な医療ケアや介護が必要な人もいます。

ア 心臓機能障害

全身に必要な血液を送り出すポンプの役割をはたす心臓の機能が、病気などにより低下してしまう状態です。「ペースメーカー」という医療器具をおなかか胸に埋め込んでいる人もいます。動悸、息切れ、疲れやすいなどの症状があります。

イ じん臓機能障害

じん臓の働きが悪くなり、身体に有害な老廃物や水分を排泄できなくなるため、不要な物質や有害な物質が体内に蓄積される状態です。定期的に人工透析治療を受ける必要がある人もいます。

ウ 呼吸器機能障害

肺の機能が低下して、酸素と二酸化炭素の交換がうまくいかずに酸素が不足する状態です。

エ ぼうこう・直腸機能障害

ぼうこう、直腸が機能低下または機能を失ってしまった状態です。そのため、排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人工ぼうこうをつけている人もおり、これらの人を「オストメイト」といいます。

オ 小腸機能障害

小腸が広い範囲に切除された場合や、小腸の働きが不十分で消化吸収が妨げられ、通常の経口摂取では栄養維持が困難な状態です。

カ 免疫機能障害

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染すると、白血球の一種であるリンパ球が破壊され、免疫機能が低下し、発熱、下痢、体重減少、全身倦怠感などが現れます。また、免疫機能が低下することで、さまざまな感染症等が起りやすくなります。

<接し方>

ア 心臓機能障害者

全体的に、動悸、息切れ、疲れやすいなどの体力低下があります。いすを用意する、重い荷物を代わりに持つ、階段はなるべく避けるなどの配慮が必要です。また、体力の低下により、風邪に感染しやすくなります。うつさないように注意しましょう。

携帯電話の電波の影響を考えましょう。ペースメーカーが電波の影響を受けて誤作動を生じさせる恐れがあります。マナーモードやメールでも携帯電話は電波を発しています。人が接近・密着するような場面では、電源を切りましょう。

イ じん臓機能障害者

人工透析などが大切な治療になります。そのための定期的な通院に配慮しましょう。発熱や下痢で脱水状態になると、身体の水分がなくなり、じん臓の負担になります。風邪をうつさないように注意しましょう。

ウ 呼吸器機能障害者

慢性的な息切れ、咳などの症状があり、ゆっくりとした日常動作には支障がなくても、長時間になったりすると息苦しさが起こったりします。楽な姿勢で長時間にならないよう配慮しましょう。風邪などの感染により、気管支炎や肺炎を起こすことがあります。風邪をうつさないように注意しましょう。

エ ぼうこう・直腸機能障害者

オストメイトの方は、便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋を腹部に装着しています。袋や身体を洗浄したりできるオストメイト対応トイレが設置してある場合は、そちらへ案内しましょう。

オ 小腸機能障害者

食事の制限があったり、食べることができなかつたりします。栄養補給のために必要な時間に配慮しましょう。病気のために栄養状態の低下や貧血になることがあります。風邪をうつさないように注意しましょう。

カ ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障害者

プライバシーには十分注意してください。特に感染原因は聞く必要はありません。免疫機能が低下すると、通常では問題にならないような弱い病原体によって感染症等が起こりやすくなります。風邪などをうつさないよう注意しましょう。

5 知的障害

<障害の特性>

知的障害者とは、発達途上（おおむね 18 歳まで）に、様々な原因で脳に何らかの障害を受けたために、知的な発達が遅れ、社会生活への適応が困難な方をいいます。

ア 外見からは障害が分かりにくかったり、障害の程度や状態によって個人差が大きく、支援の仕方は一人ひとり違います。

イ コミュニケーションなどの社会生活に困難を伴う場合が多く、文章や会話の理解が不得意で、自分の考えや気持ちを表現する事が難しい人も多くいます。

ウ 複雑な事柄の理解、物事の判断や見通しを持って考えることが苦手な人もいます。

エ 読み書きや計算が苦手な人もいます。

オ 困ったことが起きても、臨機応変に対応したり、状況に応じて助けを求めることができない人もいます。

<接し方>

ア 「ゆっくり」「やさしく」「ていねい」に本人に話しかけましょう。

前から、本人の目を見て、ゆっくり話しかけましょう。後から急に声をかけられたり、肩をたたかれたりすることが苦手な人がいます。話しかけたら、本人がリラックスするのを待ち、様子を見て、その人の状況に応じた対応をしましょう。

イ 必ず本人に話しかけましょう。

介助者（保護者・ヘルパー）と居る場合も、介助者に話しかけるのではなく、本人に向かって話しかけ、本人の意思を確認しましょう。

ウ 話の内容は、「はっきり」「短く」「具体的」に話しましょう。

一度にたくさんの事を話すと、混乱してしまう人が多くいます。ポイントを絞って、ひとつずつ話しましょう。「あれ」「これ」などの表現は避け、具体的に分かりやすい言葉で話しましょう。文字を理解する人の場合は、メモなどにして説明しましょう。本人が理解しにくいようであれば、文字や絵を使って繰り返し伝えましょう。

エ 本人の年齢に応じた話しかけをしましょう。

知的障害者の中には、幼児扱いをされたまま大きくなった人もいますが、大人としての対応をしましょう。

オ 余裕を持って本人の思いを聞きましょう。

本人の思いを聞く時は、あせらず時間に余裕を持って聞きましょう。どうしても言葉が出ず、困っている場合は、「はい」「いいえ」で答えられるように具体的な選択肢を挙げて質問しましょう。

6 精神障害

<障害の特性>

精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、うつ病等の精神疾患を有する者とされています。高次脳機能障害や発達障害も精神障害に含まれます。統合失調症や依存症、うつ病の一般的な症状は、次のとおりです。このような症状があると感じられる場合は、精神科への受診を勧めて下さい。

統合失調症

統合失調症は、心や体の不調や思い込みなどが続き、本人自身とてもつらい病気ですが、まわりに理解されにくく、再発を繰り返すことが多い病気です。発病後1～2か月から数か月は、本人の病的体験（幻覚や妄想の内容を本当に体験していると信じ込んでいる状態）が強い状態になります。症状としては、興奮したり、現実にはないものがあると感じたり（幻覚・幻聴）、妄想により非現実的なことを信じ込む（見張られているなど）、考えがまとまらない等の陽性症状が現れます。その後、発病後1～2年から数年経つと、比較的病状が安定しますが、何事にも意欲がなく、周囲のことに無関心になる、自発性が低下するといったような陰性症状が続きます。統合失調症は、慢性の経過をたどることが多い病気です。

精神作用物質による依存症

アルコールや薬物（覚せい剤・シンナー・大麻など）の精神作用物質（以下「薬物等」という。）による依存症とは、薬物等を繰り返し使用することにより、その使用が日常化し、薬物等の使用を止めようと思っても、自分の意思では止められなくなった状態です。この依存の状態は、精神依存と身体依存の二つに分けて考えられていますが、依存の本質は精神依存です。薬物等を摂取することにより、非常に強力な陶酔感や幸福感を感じます。そして、繰り返し摂取することで、脳内の神経機能に異常が生じ、この感覚が忘れられなくなります。精神的な依存状態では、その薬物等の効果が消失しても、身体的な不調は現れませんが、薬物等に対する強烈な摂取欲求が生じ、薬物等の入手に固執する行動を行うようになります。また、薬物等の依存症者が何らかの理由で薬物等を切らしたりすると、手が震えて脂汗を吹き出し、果ては全身が痙攣したりといった離脱症状に至る場合があります。このように身体の不調をきたし、その薬物が止められない状態を身体依存の状態といいます。身体依存の状態になった人は、離脱症状から逃れるため、薬物等の使用を繰り返します。

うつ病

うつ病は、気分がひどく落ち込んだり何事にも興味を持てなくなったりして強い苦痛を感じ、日常の生活に支障が現れるまでになった状態です。うつ病の基本的な症状は、強い抑うつ気分、興味や喜びの喪失、食欲の障害、睡眠の障害、精神運動の障害（制止または焦燥）、疲れやすさ、気力の減退、強い罪責感、思考力や集中力の低下、死への思いであり、他に、全身の倦怠感や疲労感、微熱感、頭痛などの身体の不定愁訴（体のどこかが悪いのかはつきりしない訴えで、検査をしてもどこが悪いかはつきりしない）を訴える人も多く、被害妄想などの精神病症状が認められることもあります。なお、詳しくは、広島市のホー

ムページの「うつ病自殺対策の推進」(広島市ホーム>市民生活>健康・福祉・医療(病院)>ピックアップ>うつ病自殺対策の推進)に詳しく記載していますので、こちらをご覧ください。

高次脳機能障害

交通事故や脳卒中などで脳の一部が損傷を受け、身体の麻痺などの肢体不自由とは別に、思考・記憶・行為・注意などの脳機能に障害が起こることがあります。この状態を、高次脳機能障害といいます。これらの障害は様々で、ひとりひとり異なっています。また、外見からはわかりにくく、周囲の理解を得ることが難しいことも特徴です。下記のような主な症状をいくつか併せ持っていることも多くあります。

ア 認知障害

- (ア)記憶障害：新しいことを覚えるのに時間がかかる、忘れやすい。
- (イ)遂行機能障害：融通が利かない、手順が決まっていなくてうまくできない。
- (ウ)注意障害：集中力が続かない、うっかりミスが多い、複数のことを言われると混乱する。
- (エ)病識の欠如：障害があることを理解しない、思い込みが激しく、人の意見をきかない。

イ 社会的行動障害

- (ア)対人技能拙劣：対人関係がうまくいかない、ニュアンスが伝わりにくく、コミュニケーションがちぐはぐ。
- (イ)感情コントロール低下：気分がむらがあり、些細なことで怒る。
- (ウ)意欲・発動性低下：疲れやすい、やる気が前面に出てこない、悲観的になりやすい。
- (エ)固執性：こだわりが強い。
- (オ)欲求コントロール低下：お金を持てば全部使ってしまう、がまんできない。
- (カ)依存性・退行：子供じみた行動をとる。

発達障害

発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

それぞれの障害の特徴は、次のとおりです。

ア 広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害)

自閉症とは、

- (ア)他人との社会的関係の形成の困難さ(仲間関係が作れない、目と目を合わせないなど)
 - (イ)コミュニケーションの障害
 - (ウ)興味や関心が狭く特定のものにこだわる、常同行動
- という3つの特徴が認められる障害をいいます。

この3つの特徴のうち「(イ)コミュニケーションの障害」において、著しい言葉の発達の遅れを伴わないものをアスペルガー症候群と言います。広汎性発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障

害を含む総称をいいます。

イ 学習障害（LD）

学習障害とは、基本的には全般的な知的な発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をいいます。

ウ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性（順番を待てないなど）、多動性（じっとしてられない）を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすものをいいます。

<接し方>

統合失調症などの精神障害

ア 周囲の人

病気はその人の一部です。健康な部分に目を向け、社会の一員として暖かい心で見守ることが大切です。精神障害者の方は対人関係が苦手だったり、状況に合わせて振舞うとか、相手の気持ちを汲むといったことが不得手だったりします。そのため、

- ・ 本人の「つらい気持ち」を受け止めましょう。
- ・ 本人の話をよく聴き、理解するようにしましょう。
- ・ その時に必要な事を、はっきりと具体的に説明しましょう。
- ・ 無理な励ましはせず、本人の出来ることはしっかりほめてあげましょう。

イ 家族の人

病気を治すには本人の心構えが大切ですが、本人に対する家族の支えもたいへん重要となってきます。

まず、本人の気持ちを理解し、見守り続けること大切です。

- ・ ゆっくり、あせらず、待ちましょう。
- ・ 本人や自分を責めたり悲観したりしないようにしましょう。
- ・ なまけているのではなく、病気であることを理解しましょう。
- ・ 本人の話をよく聴き、良いところはほめてあげましょう。
- ・ 本人の病状の変化に気をつけ、主治医と連絡を取りましょう。
- ・ 家族だけで問題を抱え込まず、主治医や専門職に相談しましょう。
- ・ 家族自身が楽しみやゆとりを持てるようにしましょう。

高次脳機能障害

ア 言葉の障害がある場合

一度にたくさんのことを言わず、要点をしぼってゆっくり、はっきり、わかりやすく説明しましょう。また、必要に応じて「はい」「いいえ」で答えられるように具体的な選択肢を挙げて質問しましょう。わかりやすくするために、文字や図を活用すると、後で確認をすることもできます。

イ 記憶に障害がある場合

約束を忘れたり、何度も同じことを繰り返して質問する場合は、メモなどを書いて

渡したり、目の届きやすい所に貼ったりします。また、携帯電話のアラーム機能なども利用できます。

ウ 感情の障害がある場合

不安感が高まって泣き出したり、ささいなことで怒り出したりすることがありますが、無理に鎮めようとしたりせず、静かな場所を確保するなどし、ゆっくりと時間をかけて落ち着くのを待ちましょう。

発達障害

発達障害は、日常生活を送る上で、客観的に判断されにくいことから、周りに「本人の努力不足、怠け」、「親の愛情不足、育て方の問題」と誤解されることが多くあります。そのため、本人にとって不利な状況に追い詰められ、不登校、引きこもりなど二次的な障害が発生する場合があります。早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。

ア 広汎性発達障害

自閉症の方は見たことがないこと、やったことがないことを想像することが苦手なため、急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると見通しが立たず、不安になって動けなくなったり、不安が高まると突然大声を出したりします。一方では、一度経験したことは順序や場所など細部までよく覚えており、習得したことは確実に実行できます。初めてのことをする時や初めて行く場所には、順序よく絵や写真で説明したり、本番前にリハーサルをしたりイメージや見通しが持てるようにすることが大事です。

イ 学習障害（LD）

学習障害（LD）の方の中には字を読んで理解できるのに、書字能力に困難があるため、ノートやマスから大きくはみ出したり、ひらがな、カタカナ、漢字が、左右、上下が反転することがあります。知的な発達の遅れはないことから曲線や直線をなぞって形の構成を意識させたり、マスの中心に線を入れるなど文字の中心を意識させることが必要です。また、得意な面を探し、それを伸ばすことで「やればできる」という気持ちを育てることも大事です。

ウ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥多動性障害（ADHD）の方の中には注意力や集中力が持続しないため、特に興味のないものに対して、長く注意を向けたり集中したりするのが苦手であり、周囲でちょっとした動きや物音がすると、そちらに意識が向いてしまったりします。そのため、忘れ物や約束を守れないことがあります。薬による治療が効果的です。もちろん、短時間で達成できる目標を立ててあげたり、忘れ物チェックシートなどを活用するなど、できることを少しずつ増やして自信につなげていくことも大事です。

資料 8 広島市障害者差別解消庁内連絡会議設置要領

(目的)

第1条 本市の庁内関係部局が連携し、及び情報交換を行い、関係諸施策の調査・研究、実施を通じて、本市における障害を理由とする差別の解消を推進するために、「広島市障害者差別解消庁内連絡会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の差別解消に関する情報交換及び調整
- (2) 障害者の差別解消に向けた取組及び協議
- (3) 障害者の差別解消を促進するための体制の整備
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 会議は座長、副座長及び会員をもって組織する。

- 2 座長は、健康福祉局障害福祉部長をもって充てる。
- 3 座長は、会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、健康福祉局障害福祉部障害福祉課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職務を代理する。
- 6 会員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会議の開催)

第4条 座長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 会員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 座長は、必要と認める場合は、会員以外の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会員の役割)

第5条 会員は、会議での審議のため、各局等において、障害者の差別解消に向けた取組に関する進行管理を行う。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成27年 6月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月20日から施行する。

別表（会員）

区 分	職 名
会 員	危機管理室危機管理課長 企画総務局総務課長 企画総務局人事課服務担当課長 財政局財政課長 市民局市民活動推進課長 健康福祉局健康福祉企画課長 健康福祉局障害自立支援課長 健康福祉局精神保健福祉課長 健康福祉局身体障害者更生相談所次長 健康福祉局知的障害者更生相談所長 健康福祉局精神保健福祉センター相談課長 こども未来局こども未来調整課長 こども未来局こども・家庭支援課障害児支援担当課長 環境局環境政策課長 経済観光局経済企画課長 都市整備局都市整備調整課長 道路交通局道路交通企画課長 下水道局経営企画課長 中区市民部区政調整課長 東区市民部区政調整課長 南区市民部区政調整課長 西区市民部区政調整課長 安佐南区市民部区政調整課長 安佐北区市民部区政調整課長 安芸区市民部区政調整課長 佐伯区市民部区政調整課長 会計室次長 消防局総務課長 水道局企画総務課長 議会事務局総務課長 教育委員会事務局総務課長 選挙管理委員会選挙課長 人事委員会事務局任用課長 監査事務局監査第一課長 農業委員会事務局次長